

●梅木議員の一般質問と答弁（大要）を紹介します。

9月定例会 一般質問

梅木のりひで（日本共産党・左京区） 2010年9月29日

集中豪雨対策

総合的な治水対策を進めるため市内に部局横断的な体制の構築を 宅地内「雨水浸透マス」や「雨水貯留タンク」への補助制度の創設を

【梅木】日本共産党の梅木紀秀です。通告にもとづいて、知事ならびに関係理事者に質問します。

まず、集中豪雨対策について質問します。

昨年に続き、今年も異常気象による集中豪雨で、各地に大きな被害が発生しました。9月8日、台風9号は、東京で1時間67ミリの豪雨を降らせ、都心部でマンホールから雨水が吹き出し、道路が川になる。自動車が立ち往生し、多くの民家が浸水被害を受け、地下鉄、地下街での被害も心配されました。同じく台風9号は、静岡県小山町で、1時間120ミリ、総雨量600ミリという雨を降らせて、全半壊家屋11棟、浸水家屋118棟、土砂崩れ87カ所、幹線道路の橋を押し流すなど、大きな被害をもたらしました。

また、7月16日には、広島県庄原市の山間部で、50分間に91ミリという豪雨で、大きな被害が発生しました。こちらは山間部です。先日、庄原市の被災地を視察してきましたが、杉やヒノキが植林された緑の山々の、谷という谷が崩壊し、茶色い山肌がむき出しになっていました。地滑りによる土石流が家屋を押し流し、川沿いの田んぼには、無残に折れた杉やヒノキが泥だらけになって山のように堆積していました。木材価格の下落で、20年間山に手が入っていなかったとのことでした。

話は変わりますが、1972年、私の地元、左京区修学院で死者1名、被災家屋440戸という音羽川大水害が発生しました。比叡山の風化花崗岩が、いたるところで崩壊し、一気に音羽川を流れ下ったのです。当時学生だった私は、ボランティアとして救援活動に参加しましたが、流された風化花崗岩は約7万トンで、最大1m50cmの厚さで一面に堆積していました。この時の最大時間雨量は44ミリ、総雨量153ミリですから、1時間120ミリという最近の集中豪雨のすさまじさには驚くばかりです。同時に、同様の集中豪雨が発生した場合、京都の街は大丈夫なのか、山は大丈夫なのかと心配になるのです。

そこで、集中豪雨による災害への対応策について、提案し、質問します。

まず、総合的な治水対策についてです。上流にはコンクリートのダム、道路はアスファルト舗装、河川はコンクリートで固めて、雨水を下水道と河川に集めて一気に下流に押し流すという従来の治水対策の見直しがはじまっています。森林や水田の保水力を高めること、道路の舗装を透水性のものにし地下への浸透を図ること、宅地内の雨水も「浸透マス」で地下に誘導することなど、総合的な治水対策が求められています。東京をはじめ関東地方では、「雨水浸透マス」や「雨水貯留タンク」への補助制度も広がっています。京都府でも、そういう河川管理が必要となっています。ところが、以前、防災特別委員会で、「京都府内の自治体で、雨水浸透マスの設置に補助している自治体はあるか」と聞いたところ、答える部署がないのです。河川課長は「下水道の仕事なので」とのことでした。河川課ではダムや堤防などハード整備が中心、森林や水田は農林、道路は建設、雨水対策は下水道と縦割りになっています。そういう「タテワリ」を「ヨコ」につなげていく必要があるわけですが、遅れています。総合的な治水対策をすすめるために、まず、部局横断的な体制を市内につくるべきです。いかがですか。

また、都市での集中豪雨対策として、東京や関東地方ですすんでいる宅地内の「雨水浸透マス」や「雨水貯留タンク」への補助制度を、市町村と協力してつくってはどうか。学校のグラウンドなどに一時的に雨水を貯める「一時貯留施設」の整備がすすめられています。一般家庭への補助制度も検討すべきです。この点についても、お答えください。

【知事 答弁】 近隣の気象状況の変化による降雨の形態が、冬型のシトシト降るような雨から、本当にゲリラ豪雨とかいった形の強い雨が単時間に降るといって形がだんだん変化しているような気がいたします。

こうした集中豪雨・ゲリラ豪雨に対して、府民の安心安全を確保していくためには、まず第一点としては、ソフトとハードをできるだけ一体的に運用して行かなければならないということがあげられると思います。第 2 番目としては、地域全体で保水・遊水機能を高めていくというこの 2 つの課題があると考えています。

まず、ハードとソフトが一体となった効果的な対策についてですが、これまでから市内はもとより、府内市町村や防災機関で構成する防災会議において、地域防災計画や水防計画をこれは情報をしっかりと一元化した中で作成しています。その中でハザードマップや警戒避難体制などソフト対策、それから、河川改修や土砂災害対策等のハード対策を講じて減災に向けた防災対策を実施してきました。

地域全体の保水・遊水地を高めていくことについても、これは市町村とのまちづくりに非常に密接な関係が出てきますので、その中でまずは 7 月下旬に流域市町村長とで構成する「京都府淀川水系流域自治体会議」において、今後のテーマの一つとして貯留浸透施設をはじめ、そういった保水機能についての検討を全体として始めることにして、今年度から宇治市が校庭を活用した雨水貯留施設の整備にも着手しております。さらに今後、さまざまな面で地域全体の保水機能を施策、これは山林も含めて必要ですので、防災会議の幹事会を中心に情報を共有して、総合的治水の取り組みを進めていきたいと考えている。

都市での集中豪雨対策としては、とくにその中で貯留施設をどうやってつくっていくのか、保水機能をどうやってつくっていくのかが課題だと思っており、これは大規模なものから、中規模・小規模なものまで総合的に揃えていかなければならないと考えています。これは、東京でも巨大な貯留施設もつくっていますが、京都府でも乙訓において広域的な浸水対策の観点から、いろは呑龍トンネルを整備し、去る 8 月の台風 4 号に伴う集中豪雨の際にも、過去最大となる貯留率 83%、約 4 万 5 000 立法まで雨水を貯留し、本地域の浸水被害を防ぐ大きな成果を上げたところです。

また、中規模な貯留施設については、これは学校や公園に設置していますが、国の補助制度がありますので、これをさらに活用していかなければならないと考えています。

また、今年度から住宅の雨水貯留タンクに対しても、下水道雨水計画区域内で社会資本整備総合交付金事業が対象となりましたので、制度が充実してきており、こうしたものを活用していかなければならないと思っております。

また京都府では、地球温暖化対策として関西広域エコポイントモデル事業において、雨水タンクや保水ブロックもポイント付与の対象としているので、これらを活用し、市町村と協力して地域の実情に応じた総合的な治水対策を推進しているところです。

被害木伐採など緊急対策が必要。被害木の処理にも十分な予算を

【梅木】次にナラ枯れの問題についてです。

昨年9月議会でも、ナラ枯れ対策について質問しましたが、今年は、さらに猛暑の影響もあり全国的に被害が広がりました。私の地元左京区でも、東山から比叡山のふもと、岩倉・市原にかけて、さらに広い地域でナラ枯れ被害が広がっています。過日、京都市とともにヘリコプターで調査したということですが、ナラ枯れ被害の状況および景観や生態系への影響、防災面での影響についてどう把握し、どう対処しようとしているか、お答えください。また、カシノナガキクイムシは、栗にも入りますが、丹波栗などへの影響はないのか心配されます。影響についてどう把握されていますか、この点についてもお答えください。

さて、先日、ナラ枯れ被害の状況について、左京区の音羽川上流から一乗寺、北白川にかけて被害状況の調査を行いました。先ほど紹介した通り、音羽川では死者1名を出す大水害がありましたが、この地域は風化花崗岩で覆われています。ナラ枯れで木の葉が落ちたところは、雨が直接地面を洗い流しはじめており、災害をおこす危険が高まりつつあります。北白川・丸山の急傾斜地では、民家の上に大きな被害木が覆いかぶさるような状態になっていました。緊急に対策を打つ必要があります。今議会に、このように民家や道路に隣接する被害木を伐採するための予算が提案されていますが、今回の予算枠でどの程度対応できるのか、また、今後の対策についてお聞かせください。

昨年10月、叡山電鉄でナラ枯れの被害木が倒れ、一時電車が不通になったことから、沿線で100本の被害木を伐採しましたが、一時に伐採すると逆に土砂災害をおこさないかという心配があります。また、伐採に当たった建設業者は、市の補助を受けて被害木を処理したが、木を切り倒すだけでなく、被害木の処理が大変で、赤字になってしまったとのことでした。被害木を一定の長さにそろえて積み上げ、ビニールをかぶせて燻蒸処理をする。そのために山の斜面に平地をつくりそこまで木を引き上げる作業は大変で、切株にも鋸目を入れてビニールをかぶせて燻蒸処理をするなど、補助金の基準では大赤字になるとのことでした。この点について、以前改善を申し入れていましたが、どう検討されたでしょうか。お答えください。

【農林水産部長 答弁】ナラ枯れ被害の状況については、大文字山付近や洛西地域など京都三山で被害が増加し、京都市内の被害面積は約52ヘクタール、昨年の1.5倍となっており、被害は大きな老木が中心のため、観光地周辺で景観上目立ちますが、生態系としては若木も育ってきております。

また、人家裏、道路近くなど防災上危険な箇所での被害も多く、緊急に対応する必要があります。具体的な対策としては、伐採と薬剤駆除による被害防止対策やビニールシートを被覆することによる予防対策を実施しております。

なお、丹波栗への被害については、栗園での発生事例はなく、現在のところ栗生産への影響はないと考えております。

また、今議会で補正予算をお願いしているナラ枯れ被害緊急対策については、京都市と協調し緊急性の高い個所から事業を実施することとしております。今後とも古都の森景観保全対策事業により、ナラ枯れ対策を実施していきたいと考えております。

補助基準については、これまで国に見直し要望をお願いしていますが、今回のナラ枯れ被害緊急対策で国の基準では見られないクレーン作業などに係る費用について補正予算をお願いしております。

今後とも、京都市と連携しナラ枯れ対策に努力していきたいと考えております。

森林管理と森林行政のあり方

森林を「社会的共有財産」と位置付け公的関与と支援の抜本的強化を

【梅木】 関連して、森林管理と森林行政のあり方について質問します。

現在の森林行政では、森林管理は「森林所有者の責任」ということになっています。そのために木材価格の低迷で、植林された山が放置され、利用価値の少なくなった里山が放置されるという事態がおこっているのです。ナラ枯れ処理も、森林所有者が行う責任があるわけですが、現実には、森林所有者が伐採費用を負担して処理することは困難を極めます。また、所有者の了解なしに伐採はできません。今回「特区」を申請し、所有者の了解なしでも被害木の伐採ができるようにするとのことですが、現在の森林行政の問題点が明らかになってきました。

先日NHKのクローズアップ現代で、日本の山林が外国企業によって買収されているという問題を報道していました。北海道や九州などで、外国の投資家が山林を購入しているが、現行法制では、その全容を行政が把握できないこと、乱伐の危険があるが、罰金は最高30万円で乱伐を食い止める力にならない、林道整備のための所有者の同意も困難になるなど、森林行政の問題点が指摘されていました。

「公共建築物木材利用促進法」が10月1日から施行されます。また、府内産木材の利用促進など、林業が成り立つように、しっかりと林業関係者を支援することによって、森林管理をすすめるということが、森林行政の基本ですが、さらに抜本的に、森林を「社会的共有財産」と位置付けて公的関与と公的支援を強める必要があります。最近の集中豪雨と山林の荒廃状態を考えると、「所有者の責任」では済まされない状況になっているという危機感を感じます。防災や環境保護、地球温暖化防止の観点から、保全管理に必要な作業や費用について、抜本的に支援を強化する必要があるのではないのでしょうか。

本府においても、モデルフォレスト運動がすすめられています。全国的に「企業林」など、森林管理を所有者に代わって、企業や団体、ボランティアの協力によってすすめていく取り組みが広がっていますが、しかし、これだけでは、森林が荒廃していく実態には追いつけません。竹藪が里山を席卷している状況を見ても、抜本的な対策が求められていると思います。本府の取り組み状況、今後の対策について、お聞かせください。

【農林水産部長 答弁】 府域の75%を占める森林は、災害や地球温暖化防止などさまざまな広域的機能を果たしています。そのうち98%は個人などが所有する民有林となっており、これまでから所有者が行なう森林整備を支援し、毎年4000ヘクタールを超える間伐を実施してきましたが、木材価格の低迷、高齢化など厳しい状況の中で、所有者だけで管理が難しいという現状にもあります。とくに、広域的機能を発揮させる必要のある森林については、森林法に基づく保安林の指定や治山事業、森林病虫害等防除法に基づく伐採命令など国の制度により森林整備に努めてきたところですが、こうした取り組みだけでも、森林を適切に管理するには必ずしも十分ではありません。

このため、京都府では平成14年度から森林を府民共有財産と位置付け、その保全や整備を進める緑の公共事業を実施しています。間伐による放置森林の整備、担い手の確保、育成など府独自の対策を講じてきました。

また、17年には府民ぐるみの森林の利用保全と森林の開発規制を盛り込んだ「京都府豊かな緑を守る条例」を制定し、全国に先駆けた取り組みである京都「モデルフォレスト運動」を着実に進めてきま

した。

さらに昨年には、京都府森林事業保全指針を定め、森林を広域的機能の発揮を重視した環境保全型と持続的な林業経営を行なう木材生産型に区分し、計画的な整備を進めております。こうしたことから適切な森林の整備を担う新規就業者の確保、育成が大事ですので、本年6月に林業トレーニングセンターを開設したところです。今後とも森林所有者、森林組合、府民、企業などさまざまな関係者が森づくりや府内産木材の利用に係わり、川上から川下に至る森林資源の循環を保ちながら府内の森林整備・管理が適切にはかれるよう継続してしっかりと取り組みを進めていきたいと考えております。

【梅木 再質問】 私は、3項目で質問していますが、山は大丈夫なのか、町は大丈夫なのか。この集中豪雨で大変な雨量が降るわけです。そうしますと私の体験からすると、44ミリの音羽川の水害の状況を見ていたら、比叡山の音羽川の上流、それから一乗寺川の上流、白川の上流を歩いてみますと本当に心配なのです。そういう面で、どう森林を防災上も管理して行くのか。もう荒れていても、それは「所有者の責任」と府の担当者も市の担当者も答えるのです。これに対して新たな手を打たなければ、山が放置されてきている中で抜本的に見直す必要があるのではないかとこのことを申し上げているのです。同時に雨水の処理等も考えていかなければならないと提起をさせていただきました。

知事が、防災会議でそれはやっているということですが、その一つ一つの施策が、例えば今回学校に一時貯留施設をつくるのだということですが、それがどれだけの治水対策としての効果があるのかということをお聞きしますと、「まだ計算しておりません」というような話だったわけです。そういう面では全体的に山、それから田んぼ、貯留施設などいろんなところをしっかりと防災という面から治水という面から目を光らせるということで部局横断的な対策が必要だろうと思うのです。その点で今の防災会議で十分なのか、それともやはり何か調整的な検討して行く組織をつくっていくのかということをもう一度知事から答弁をいただきたいと思います。

【知事 再答弁】 防災会議の幹事会というのは、今梅木議員があげられたような関係部署すべてを網羅していて、その上に防災監、危機管理監がしっかりと統括している組織ですので、ここを中心としてこれからも総合的な防災対策に取り組んでいきたいと考えています。

【梅木】 総合的な治水対策については、防災会議でということでしたが、治水対策としても一回しっかりその分野で見直すということ、私は出来ていると感じておりませんので、そういう体制があるというのならば、そこで対策を強化していただきたいと要望しておきます。

住宅リフォーム助成制度の創設

地域経済を足元から温めるために経済効果の高いこの制度の実施を

【梅木】 次に、住宅リフォーム助成についてです。

昨日、迫議員の質問に知事は、「耐震改修や介護予防などで実施している」と答えられましたが、「府内業者への発注」を条件にした、緊急経済対策としての住宅リフォーム助成をと提案しているわけです。そういう観点から言いますと、耐震改修や介護予防、この事業でどれだけの経済効果があるのかということになりますと、やはり限られているわけです。ですから、足元から地域経済をあたためる効果がある住宅リフォーム制度をと提案しているわけでありまして、秋田県の例を、さらに紹介して、質問します。

秋田県では、3月に事業開始以来、5カ月で7千戸の予定をこえる申し込みがあり、予算が不足するために、8月23日に緊急に臨時議会を開いて、8億5千万円、補正予算を上積みしています。全会一致です。それほど、県民に好評なのです。

県内25市町村のうち20市町村が、「地元の市や町の業者への発注」を条件に制度を上積みしています。30万円補助を上積みしている八峰町では、200万円の工事で、県と合わせて50万円の補助になります。200万円を一旦業者に支払った後、50万円が口座に振り込まれるのが喜ばれて、そのお金で「お祝いの会を開こう」とか、「家具を買おう」など、さらに波及効果があるとのことでした。

秋田県では、①21億円の予算で330億円が、地元業者に発注されている。②その半額は、個人経営の大工さんたちに発注されている。③過去5年間の政府統計の2倍の数の改修工事が発注されている、ということで、地域経済への波及効果はあきらかです。

京都府でも、与謝野町が実施していますが、昨年と今年で現在まで、1億2千万円の補助で、17億円余の工事が、与謝野町の業者に発注されています。12件、仕事を受注したという工務店さんにお聞きしますと、「建具とふすまの張り替え工事40万円の依頼があった施主に、20万円の助成制度を説明すると、トイレと玄関、入り口のドアの交換など150万円の仕事になった」「きわめて自然な流れで、仕事おこしになっている」と事業の効果を語ってくれました。与謝野町の担当者は、「1年半で、751世帯、町内の約1割の世帯が利用したことになる。制度を活用した業者は137社で、町内210社の65%に相当する」と説明しておられます。

知事は昨日、府民公募型公共事業が、「府内の業者、中小企業に配慮したことにより、冷え込んでいる地域経済に対する温め効果が大きいと考えている」と答弁されました。府民公募型は100億円の予算で100億円の事業ですが、住宅リフォーム助成は、100億円の補助で1500億円の工事が、地元の業者に発注されることになるのです。経済波及効果は抜群です。緊急経済対策として実施するよう、あらためて提案します。いかがですか。

【建設交通部長 答弁】京都府としては、広域的な行政目的に応じた改修助成を実施してきており、これまで実施してきた耐震改修助成事業、太陽光発電1万5千戸達成事業などに加え、本年6月補正予算においては、高齢者向け賃貸住宅に対するバリアフリー改修助成事業の創設や耐震改修助成の拡充及び緑の交付金制度の対象拡大を行なったところです。地域経済の活性化につながりますよう、これらのきめ細かな事業にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

小規模工事希望業者登録制度

入札参加資格のない零細業者の仕事おこしとして緊急に実施を

【梅木】小規模工事希望業者登録制度については、昨日「例外的には、少額な修繕等については、地域の小規模な事業者に依頼する弾力的な対応を行っている」との答弁でした。それならば、それを拡大して、埼玉県や秋田県のように、足元から温める経済対策として「入札参加資格のない、零細な業者」への発注はおこなえばいいわけです。

亀岡市で、市営住宅の瓦の差し替え工事を請け負った瓦屋さんは、「地元零細業者を支援してくれるいい制度だ」と本当にうれしそうに喜んでいました。地域経済だけでなく、人の心も、地域も温めるいい制度ではありませんか。

府立学校や府営住宅の工事など、緊急経済対策として、この制度を活用して、零細業者への仕事おこ

しを行ってはどうでしょうか。たとえば、府営住宅ですと、私の地元の岩倉団地や長谷団地は、築40年以上になりますが、畳や床がブカブカになっているお宅がたくさんあります。ネダが傷んでいるのは京都府の責任ですから、直ちに修繕すべきなのです。ところが、畳の修繕費用が居住者負担であることから、修理できないまま、擦り切れた畳とブカブカの床で我慢しておられる、こういう実態があるわけです。ふすまについても、同様です。経済的理由で畳やふすまを替えることができないという方には、緊急対策として畳やふすまの修繕費用を府が負担し、住環境の改善を行ってはどうでしょうか。その工事を小規模業者に発注するならば、足元から地域経済を温めることになります。いかがですか、考えをお聞かせください。

【総務部長 答弁】 京都府が発注する工事は、工事中の安全や品質確保など安心安全を確保する観点から原則として建設業法に基づく建設業の許可及び経営事項調査を受けた業者に発注をしております。

一方、府立学校や総合庁舎など極めて小額な修繕等は、安心・安全の確保を前提に個々の工事に応じて、技術的内容、緊急性、発注量なども考慮し、弾力的に地域の小規模な業者にも依頼をしております。

なお、対象の拡大の検討については、当然仕事量と事業者の状況を考慮することも必要ですので、現状において一律に制度化するようなことは考えておりません。

公契約条例の制定

雇用者報酬を引き上げて内需を拡大し、地域内循環型経済へ転換を

【梅木】 次に公契約条例について質問します。

3年前の12月議会で、私は、低入札競争の結果、府管理河川の草刈工事で、下請け業者が自己破産に至った例を紹介し、入札制度の改善と府の指導強化を求めました。その後、草刈工事など役務の提供にも最低制限価格が設定され、下請け契約の確認や、契約に法令順守条項が盛り込まれるなど、改善が図られてきました。そのほかにも、公共調達検討委員会で入札制度のあり方について検討がすすめられましたが、もうひとつ、現場で働く人たちの賃金をしっかりチェックするという課題があります。公共工事の質を確保すると同時に、労働者の収入を確保し、地域経済を温めることを目的に、昨年、千葉県野田市で初めて公契約条例が制定されました。最低賃金を業務委託の場合、「用務員職の初任給+地域手当3%」を基準に「時給829円」最低賃金より100円高い、こういうふうに定め、請負契約の場合は、「公共工事の職種別設計労務単価の8割」と定めています。今年度の契約ではしっかりとこれが守られており、働く人びとに歓迎されている、そして確実に地域経済に波及しています。

野田市につづいて、川崎市、相模原市、国分寺市などで条例制定に向けて検討がすすめられているということです。公契約条例は、雇用者報酬がどんどん下がることによって、デフレスパイラルに陥っている日本の経済を立て直し、雇用者報酬を引き上げることによって内需を拡大する、地域内循環型の経済に転換していく、これを公契約から進めていこうというものであります。京都府でも、公契約条例をつくるべきです。いかがですか。

【総務部長 答弁】 労働者の賃金や労働条件などに関する問題については、まず労働関係法令等により、国において諸規定をしっかりと確立し対応すべき問題と考えております。

その上で、京都府においては、公共事業の受注競争の激化に伴う対策として、かねてより最低制限価格や低入札調査基準価格の算定基準の見直しや労働関係法規の遵守義務の契約書への明記など、公契約

の当事者として対応を行なってきました。今後さらに、元請け下請け関係の適正化をはかるための指針を定め、相談窓口を設けるとともに、元請負人又は下請負人の法令違反等が疑われる場合には、施工者に対して調査・是正の措置等を指示することとしておりますし、契約書に真の住所を明記し、守られない場合にはペナルティを科すことも検討しております。こうしたことを通じて、適正な元請け下請け関係や労働環境の確保を推進する対策を強化していきます。

【梅木 再質問】 公契約条例ないしは住宅リフォーム、それから小規模工事希望者登録制度は、これはやはり経済をどう温めていくのかということの観点から私は質問させていただいているのです。今日も新聞で、サラリーマンの収入が年収にして23万円減ったということで、雇用者報酬が下がってきているわけです。これだけ経済対策を打って、エコ家電、エコカーということで、自動車メーカーや家電メーカーはそれなりに利益を上げてきているけれども、やはり雇用者の給料、収入が減っているという経済構造になっています。ここのところをどう変えていくのかということは国の政策ですが、自治体で、京都府でどういうふうに取り組んでいくのかということでの観点を、私は提案をさせていただいているのです。そういう意味で公契約条例は、先ほど公共調達の関係でお話をされましたが、入札関係、それから下請けとの関係というのはもちろん大事なのです。と同時に、そこで働いている人の賃金をどう確保していくのか、底上げしていくのかという観点で公契約条例というのが野田市にあるわけです。このところを研究していただきたいということです。

それから住宅リフォーム、小規模工事の件についても、これは経済対策で住宅リフォーム関係のものをやっていると言われたけれども、経済対策としてこれはやるべきだ、なおかつ地元の業者を対象とするという条件をつけて、さらに地域経済を温めるということをやるといふべきだということを提案しているわけです。

先ほどの部長の答弁では、昨日と同じ答弁なのです。それをわざわざ経済対策として地元業者を対象にしてということと考えたらどうですかということでは言っているわけですから、この点で、いまおっしゃったことが経済対策として効果が上がっているのかどうかという点でもう一度お聞かせください。

【建設交通部長 再答弁】 先ほども答弁しましたが、この6月補正において新たに3つの制度の創設あるいは制度の拡充を行なったところです。まずはやはり、こういった新しく拡充した制度等において、しっかりやっていくということで取り組んでいきたいと考えております。

【梅木】 私は、経済対策でも防災対策でも、本当に京都府がやらなければならないことということを一生涯懸命それなりに質問させていただきました。答弁はいただきましたが、中身はしっかり受け止めていただいて、是非施策に生かしていただきたいということを強くお願い申し上げまして私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。